

On Abrogation of the Sanitary Permmision of a Food Additional

近藤, 昭三
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1744>

出版情報 : 法政研究. 44 (3), pp.107-116, 1978-01-28. 九州大学法政学会
バージョン : published
権利関係 :



判例研究

食品添加物の指定撤回をめぐる諸問題

〔損害賠償請求事件、東京地裁昭四七(ウ)九四三二号、昭和五年六月二七日判決、棄却、判例時報八五四号三〇頁〕

近藤 昭三

〔事実〕 合成甘味料チクロは、わが国において昭和三年以来、食品衛生法（以下、本法という）六条に定める「人の健康を害す虞のない」化学的合成品として厚生大臣の指定をうけ、一般に製造・販売等を認められていた。昭和四四年一〇月一八日、アメリカ政府は、オーサー博士の動物実験報告にもとづき、チクロは発がん性を有するおそれがあるとの理由で食品添加物としての使用を一般的に禁止した。日本政府でも直ちにこの実験データをとりよせ、食品衛生調査会に検討を求めたところ「チクロの毒性に関しては、各種の報告があるが、今回アメリカ政府がチクロ使用禁止措置をとるに至ったラットにおける膀胱がん発生の動物実験の結果により、ラットにおいて発がん性の疑いが濃厚となった。したがって、安全性に最重点を置かねばならない食品添加物としてチクロの使用は適当ではないと考える」旨の答申があり、厚生大臣は、昭和四四年一月五

日、本法施行規則を改正して本法六条の指定添加物からチクロを削除し、その製造等を禁止する措置をとった。

本件は、右禁止措置によりチクロ含有商品の販売が不能となった等により生じた損害につき、籠詰等製造販売業者が国家賠償法による賠償請求を本訴として提起し、予備的請求として、憲法二九条三項に基づく損失補償を求めたものである。原告は、右禁止措置の違法理由として、(1)チクロは安全な食品添加物としてその使用が許可されてきたのであるから、この許可を撤回するにはチクロに有毒性（のおそれ）があるとの証明が必要である、(2)本件措置にはこの証明がなされたといえぬと主張し、(3)本件措置は一举に全面禁止をした点でも違法であるとす。また、予備的請求については、(4)損害を受けたのはチクロ使用食品取扱業者に限定され、手持商品価値の減少・滅失により実質的侵害を被ったことが「特別の犠牲」に該当するというものであった。

〔判旨〕

(1)「厚生大臣の指定にかかる当該化学的合成品等について右指定の取消がなされるべき要件は、当該化学的合成品等が本来指定をうけるべき要件である『人の健康を害するおそれのないこと』の積極的確認がえられないことに尽きるのであって、指定にかかる当該化学的合成品等について有害であること、あるいは有害のおそれのあることが確認されなければ指定を取消することができないというものではないといふべきである。」

(2) 「オーサーの実験のみによってはチクロについては人体における発がん性の有することを断定することはできないが、少なくとも発がん性を疑うに足りる物質であるということができし、……チクロの〔細胞染色体に対する〕変異源性が発がん性をますます強くさせる要因になっている。」 「〔その後の〕内外における学者、研究者による発表は、アメリカ政府およびわが国調査会が発表したチクロを人間が使用した場合における発がん性のおそれの存在を真向から否定し、右のような疑念をもつことの不当であることを十分に証明したものはいまだ到底いえないのである。」

(3) 「化学的合成品等についての指定並びに指定取消の明示した趣旨、目的からすれば、厚生大臣としては、当該化学的合成品が指定の要件を欠くと認めるに至った場合においては、むしろ即時かつ全面的に使用禁止の措置をとるのを原則とする。」 「緩和措置はあくまで危険性の見地から許容される範囲においてなされるべき例外的なものであるべきであり、右以外の見地、例えば当該化学的合成品を使用している業者の利益保護等はいわば一切他事ともいふべきものであって、これを直接考慮の対象となすべきものでないことはいうまでもない。」

(4) 「指定は当該化学的合成品等の販売等をなすべき権利を保障したものではなく、公衆衛生上の見地からその販売等の禁止を解除したにすぎない。」 「指定の取消によって商人の保有する化学的合成品等が値下りし、あるいは販売不能となったとして

も、それは右商品自体に内在する社会的制約（すなわち厚生大臣の指定のない化学的合成品等は社会生活上有害であること）から招来される事態であって、商品を取扱う特定の業者がその保有する商品を社会公共の利益のために低廉もしくは無償で提供するといった特別の犠牲に供された場合とは異なるものと解すべきである。」

〔評釈〕

一 従来、衛生警察の概念により特長づけられてきた行政作用について、国の作為・不作為にもとづく不法行為責任を、裁判上又は裁判外において追求する事例が、最近かなり多い。サリドマイド、キノホルム、カネミ・オイル、A F₂等。本件も、その種の事件の一つであるが、他の事件では消費者が被害を受け国の適切な監督権限の行使がなかった点の違法性を主張しているのに対し、本件の特色は、監督権限の行使により販売等を禁止された業者が、その措置による損害の填補を求めていることである。その結果、他の事件では、国側に不利になるような内容の主張が、本件では国側から提出され、裁判所はその国側主張を全面的に承認する形になっているのが注目される。国の主張が、訴訟当事者としての弁論にとどまらず、今後の監督行政の実際において積極的に生かされることを望みたい。

二 本件では、食品衛生法（以下本法という）第六条「人の健康を害する虞のない場合として厚生大臣が食品衛生調査会の意見を聞いて定める場合を除いては、食品の添加物として用いる

ことを目的とする化学的合成品並びにこれを含む製剤及び食品は、これを販売し、又は販売の用に供するために、製造し、輸入し、加工し、使用し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない」という規定の解釈適用が、第一に問題となる。この規定を素直に読めば、化学的合成品を食品添加物として使用することについては、全面的禁止を原則としておりその使用は本法三〇条によって処罰（三年以下の懲役・二〇万円以下の罰金、併科も可能）されるが、「人の健康を害す虞のない」として厚生大臣の指定を受けたものは、特例的に使用を許され、処罰の対象とならないという趣旨であることは明らかである。したがって、安全性に疑いが生ずれば、すなわち「人の健康を害す虞」がないとはいえない」という事態が生ずれば、食品添加物としての厚生大臣の指定は、右の法律の定める要件を欠くこととなる。いわば、白のものだけが添加物としての使用を許されるのであって、はっきり黒という判断に至らなくとも、灰色であればその化学的合成物は、食品添加物としての指定を受ける適性を欠くことになる。

このような規制は、事柄が日常的に摂取する食品に関し、人の生命と健康とに直接影響する重大なものであるから、至極当然であろう。チクロの有害性、少なくとも有害性のおそれが証明されなければ、つまり「人の健康を害する虞」の存在を積極的に証明しえなければ、指定削除の措置は違法という原告の主張は、判旨のとおり、失当である。

原告の立場は、恐らく、本法六条が販売又は販売に係る行為の規制であり、営業行為の規制である、営業の自由は公共の福祉に反しない限り保障されるのであるから、公共の福祉に反する事実すなわち「人の健康を害する虞」があることが証明された場合に限り当該営業行為を禁止しようというものである。これに対し、本件判決は、食品添加物の指定は、「もっぱら人の健康上安全であるとの公衆衛生の向上および増進の見地からであって」指定が経済的利益に結びついたりとしても、指定に営業上の利益を保障する趣旨は全くないと判示するのであるが、食品衛生法上の規制は、飲食店の営業許可（二一条）を含めて、いずれも同法一条の掲げる「公衆衛生の向上及び増進」を目的として行われるから、判決の論旨よりすれば、右の営業許可も営業上の利益とは関係がないことになり妥当でない。飲食店の業務内容が社会的に許容されうる行為であるのにひきかえ、「人の健康を害するおそれのないことを積極的に証明、確認しえないような化学的合成品等」を食品添加物として製造、販売することは、社会的に許容されえない行為であることが強調されねばならない。そのような業務は、営業の自由の保障からア・プリアリに除外されるのである。

また、原告主張の根拠として、本法第四条（第三号・第四号）が、病原微生物による汚染、不潔・異物混入添加等による不衛生な食品の販売等禁止を、「人の健康を害す虞がある」ものに限定しているのを挙げることも考えられる。たしかに第五

条（病肉等の販売等禁止）及び本件で問題になっている第六条（化学的合成品等の販売等禁止）は、食品衛生取締行政における「取扱上の経験より第四条の規定を更めて別の形で取り上げたものである」という説明が、本法施行に当たり、主管行政当局によりなされている。⁽²⁾この見解によれば、第四条は、いわば総則規定、第五条及び第六条（現在では第四条の二による）人の健康をそこなうおそれがない旨の確認がない「新食品の販売禁止を含む」は特別規定という関係にあり、これら諸規定を整合的に解釈するには、第六条等による禁止も、「人の健康を害す虞」がある場合に限るのであって、有害性又はその虞が積極的に証明・確認されたものだけが、本法による禁止に服すると解すべきだということになる。しかし、「人の健康を害する虞のないことを積極的に証明・確認しえない」食品又は添加物の販売等を禁止すべきことは、食品衛生法上の条理である。病原微生物汚染や、不潔・異物混入添加による、不衛生な食品等の販売等は、一般的に禁止されるべきであって、「人の健康を害す虞」がない場合限り、その販売等の行為が許容される趣旨に解さねばならない。販売等の禁止される不衛生な食品及び添加物を列挙している第四条は、その第三号を「病原微生物により汚染され、又はその疑いがあるもの。但し、人の健康を害す虞がないものは、この限りでない」、第四号を「不潔、異物の混入並びに添加、またはこれに類する事由のあるもの。但し、人の健康を害す虞がないものは、この限りでない」とそれぞれ

改正して、第一号及び第二号と平仄をあわせるべきである。

三 判決の摘示する事実によると、本件指定削除の措置について、原告は食品添加物としての使用許可の取消といい、被告も「本件のチクロに対する食品添加物指定取消処分」と述べているので、訴訟当事者はどちらも、行政処分と解しているものようである。また、行政の実際においても、昭和四〇年七月、A F₂の食品添加物指定に当たり、「毒性試験をひき続き行なうなど五件の付帯条件」が付された旨伝えられている。⁽³⁾

ところが、厚生大臣のおこなう食品添加物の指定は、厚生省令である食品衛生法施行規則（第六条・別表二）により行われ、いちおう委任命令の形式をとっているので、実質的に行政処分（一般処分）の性質をもつか、法規命令の性質をもつかが問題となる。行政処分とすれば、指定削除の措置は、許可の撤回となり、授益的処分の撤回をみとめる明文の根拠法規が必要か否かという、学説上の対立が関連してくるが、法規命令とすれば制定の授權規定が改正廃止の授權を含むと解されるので、指定削除の根拠規定の欠缺を問う余地はないことになる。

厚生大臣の指定は、本法第六条による禁止を、ある種の物質について、一般的かつ抽象的に解除する効果をもつ特例規定を定めるのであるから、法規命令の性質をもつと解すべきである。もっとも、本件判決は、このようなスコラの議論をさけ、食品添加物としての指定は、「当該化学的合成品等の製造販売等の……社会経済活動を保障する趣旨を何ら含むものではない

判例研究

表一

サイクラミン酸塩の主な研究経過

年月日	摘 要	報告者
1937年	発見	イリノイ大学 Seveda
1944年	1回投与で12時間以内に尿に80%ぐらい排泄	Seveda
1950年	工業化に成功	Abbott社
1951年	LD ₅₀ (マウス) 11g/kg	R. Taylor
"	2年間ラット慢性中毒実験。飼料に5%投与で下痢があり、成長抑制。	Fitzhugh (FDA)
"	39ヶ月の3世代までの実験で異常なし (最高10%飼料に添加)	Richards
"	同位元素ラベルして静注により各臓器から検出 (脳, 胎児にも移行)	Taylor
1956年 (31年5月)	食品添加物として許可	厚生大臣小林英三
1961年	光毒性 (紫外線照射)	Kennedy
1963年	シクロヘキシルアミンの定量	一番ヶ瀬
1964年	マウスに胃内投与で、胎児の大部分が再吸収死亡、発育遅延	田 中
"	日光皮膚炎10例発表	小 堀
1966年	妊娠ウサギ 1 g/kg経口投与異常なし	Abbott 社
"	マウス下痢作用ED ₅₀ 1.9g/kg	Hwang
"	尿にシクロヘキシルアミン排泄	Leahy 一番ヶ瀬
1967年	最高150mg/kg 妊娠ラットに投与、胎児に異常なし	Stein
"	猿 4 ~ 8 g/kg 1回経口投与で肝・腎に網状小胞形成	Stein
" 8月	50mg/kg 安全性FAO/WHO	
1968年 (10月23日)	カンガルーラット細胞にシクロヘキシルアミン 10μg/ml で染色体異常, シクロ200μg/ml で異常なし	M. Rigetter
1968年 (12月13日)	サイクラミン酸許容1日摂取量 70mg/kg で安全である。FDAは1967年8月のFAO/WHOの1日摂取量50mg/kgを支持発表	FDAへの中間報告
"	ハムスターに0.2g 数日間投与で心筋障害, 冠状動脈硬化 (組織の石灰化)	E. Bajasz
1969年	人工流産胎児の組織培養, 成人リンパ球を材料とする試験管内実験で、染色体異常	外 村
"	妊娠ラットへの投与で催奇形性を認めず	大 森
"	別記 (126頁) 膀胱ガンの発生	Oser
11月5日	厚生省禁止 (告示)	

柳沢文徳著「食品衛生の考え方」 (昭51年, 日本放送出版協会) p. 121より

表二

年月日	研究発表等
昭46・2・11 (1971)	藤岡小太郎（（財）癌研究所）マウスによる実験 （膀胱に非角化性扁平上皮化生）
昭48・11・7 (1973)	人工甘味料国際シンポにおける，フェアミューレン（オランダ国立国民健康協会），ワイスバーガー（アメリカ健康財団），宮地徹（大阪大学），シュメール（西ドイツがん研究センター）によるマウス・ラット使用実験結果（発がん性なし）の発表
昭50・4・9 (1975)	日本薬理学会総会における池田良雄（国立衛生試験所）によるラット使用実験結果（肉眼的・組織学的に腫瘍発生例なし）の発表
昭51・1・13 (1976)	全米がん研究所の専門家委員会最終報告書（発がん性の証明不能）
昭51・5・11 (1976)	シュミット（アメリカ食品薬品庁長官）の声明（チクロの安全使用基準量の確定不能等）

追記 本稿を印刷所に送ったのち，林修三（時の法令 昭和52年11月23日号，同年12月3日号）および下山瑛二（判例評論226号 昭和52年12月1日）両民の本件判例評釈が発表されたので，余白を利用しここに紹介する。

い」、「なにびとといえども、人の健康を害するおそれのないことを積極的に証明、確認しえないような化学的合成品等を製造販売することのできる権利を有しない」と判示して、当該措置が行政処分（の撤回）であっても法規命令であっても妥当しうる法理をのべている。ここでは、いわば食品衛生法における特殊法理が、行政作用法の一般法理に優先適用されることにより、直截に妥当な結論を導いている。

四 本件指定削除の措置に至るまでのチクロに関する研究経過を、表一により示すことにしよう。措置後の研究発表等で判決中に摘示されたものを要約すると、表二のようになる。これらの研究成果を比較対照して、チクロの発がん性の有無に関し医学的に正しい判断を下すことが裁判所の役割であるとは思えない。それぞれの実験方法・結果の解析まで立ち入って検討することは、医学を専門にしていなくても者の能力を越えるし、能力があったとしても、その判断が検討の対象となつた実験結果と比べて、より真理に近いことを担保する何物もないからである。ここで求められているのは、食品添加物としての指定からチクロをはずすという行政措置が、適法であったか否かということであり、それに尽きる。そして、当該措置の適法性は、チクロの食品添加物としての使用について、「人の健康を害す虞」がないという判断に疑いを生ぜしめる資料が存在し、その資料の信頼性が否定されていないことである。本件では、オーサーの実験が、発がん性を疑う主たる資料として採用され、その信

頼性を完全に否定する資料のないことを理由に、指定抹消措置は適法とされているのであって、判示は正当である。

議論を一般化していえば、ある種の化学的合成品を食品添加物として用いるについて、「人の健康を害す虞」がないとの判断に疑いをいれる余地のある限り、当該物質を厚生大臣が食品添加物として指定し、指定を維持することは、本法第六条に違反する。これに対し、右の危険性がないという判断が可能な場合には、必ずしも当該物質を食品添加物として指定する必要はない。食品添加物として用いることにより、食品保存、栄養の強化改善、嗜好性の向上、価格低減等の消費者利益の向上に役立つか否かを考慮して指定の当否を決定する裁量が認められるからである。前述の「人の健康を害する虞のないことを積極的に証明・確認しえない食品又は添加物の販売等は禁止されるべきである」という条理に照らせば、添加物を指定し指定を維持するには、添加物の安全性が確証されなければならないが、その確証があっても必ずしも指定する必要はない。但し、その確証がある限り、指定すみの物質を指定から削除することは、それを必要とする公益上の理由（食品衛生上の）がある場合に限り許され、しかも関係業者の利益を尊重する必要がある。

五 チクロの使用につき何らかの規制が必要だとしても、その使用を全面的かつ一挙に禁止したのは違法であり、許容量を定め、品目による制限を行う等の緩和措置をとるべきではなかったかに関し、本件判決は、指定要件を欠くと判断される場合

には、即時かつ全面的な使用禁止を原則とすべきことを判示する。そして当該物質の人体に対する影響力の度合、使用状態等、危険性の程度を考慮して緩和措置を講ずることも許されるが、それはあくまで例外的なもので、とくに関係業者の利益保護等を勘案することは他事考慮であるとしている。この判示部分は、原告業者の主張をしりぞけるためのものであるが、同時に、食品衛生に関する監督権限の行使について、「他事考慮」を疑われがちな行政当局に対する辛辣な批判を含むと感じられるのは、わたくしの思い過しであろうか。

前述のように、化学的合成品が「人の健康を害す虞」がないと判断されても、それによって直ちに食品添加物の指定をしなければならぬものではなく、諸種の消費者の利益を勘案して、指定すべきか否かを決定しうるのであり、また危険の程度も様々であるから指定削除にあたっては、消費者の利益を考慮した緩和措置がありえないでもないであろう。しかし、健康上の利益に優先する利益がみとめられるのは、まさに例外的といわねばならない。そして、緩和措置を講ずるか否か、いかなる緩和措置をとるかは、もっぱら消費者の利益に関することであって、食品関係業者による損害賠償請求権を根拠づける違法性を構成する筋合いのものではない。緩和措置を伴わない全面的禁止がなされても、つぎに述べるように、関係業者はその不利益を受忍せざるをえないからである。

六 前述のように、化学的合成品の食品添加物としての使用

は、安全性の確認・証明が可能な場合そして可能な限度においてのみ許されるという条理に服するのであり、厚生大臣による食品添加物としての指定は、この条理の適用を排除するものではない。本件判決が「指定は当該化学的合成品等の販売等をなすべき権利を保障したのではなく、公衆衛生上の見地からその販売等の禁止を解除したにすぎない」と判示するのも、このような趣旨に理解すべきである。ある化学的合成品が食品添加物として安全性に欠けるところがなくとも、厚生大臣の指定なしにはその販売等は禁止される。厚生大臣の指定はこの禁止を解除するものである。そして、指定があれば、当該物質の安全性に疑いが生じない限り、食品添加物として販売する等の行為による営業上の利益は法的に保護される。指定によりその販売等の権利が保障されるといってもよいであろう。しかし、それはあくまで、その化学的合成品の食品添加物としての使用が、「人の健康を害す虞」がないからである。指定をうけた化学的合成品であっても、安全性に疑いがあれば、それを食品添加物として販売する等の行為は、反社会性を有し、当該物質について指定を削除することは、その反社会性をいわば公的に確認するにすぎない。指定削除により受ける関係業者の営業上の不利益は、反社会的利益の喪失ということになる。違反物質についても、必要があれば、廃棄を命ずることができる(二二条)が、廃棄による損失は、販売に供せられる当該物質の社会的反価値性によるものであり、財産権の保障の範囲内で、財産権に

内在する社会的制約にもとづき加えられる侵害とは、區別して考へるべきである⁴（危険な食品添加物の販売等が、営業の自由の保障からア・プリオリに除外されることは前述のとおりである）。

ところで、化学的合成品の食品添加物としての安全性は、最新の科学的知見により判断されるのであるから、科学の発達推移にしたがい、従来の知見は絶えず再検討されねばならぬ。科学的知見が変化すれば、従来の指定が改廃されるのは当然である。その結果、関係業者の企業採算は予見可能性を欠くことになるが、その点は、判決もいうように、「食品添加物を取扱う業者である原告にとっては右不可予測性も企業活動一般に伴う危険の一つにすぎないものとして、業務を遂行する以上初めから覚悟し、受忍すべきものというべきである」。

七 食品添加物として用いられる化学的合成品は、本件で問題となった甘味料の他に、保存料、防虫剤、粘着防止剤、酸化防止剤、結着剤、殺菌剤、糊料、強化剤、醸造用剤、消泡剤、膨脹剤、小麦粉等改良剤、着色剤、発色剤、着香剤、漂白剤、品質改良剤、保水乳化安定剤、抽出剤、食品製造用剤等々の用途で使用されており、その種類は三三四種にものぼる。加工食品のみならず、生鮮食品にも化学的合成品は添加されている。スーパ―やデパートの広大な食品売場に所狭しと並べられた商品の殆どすべてに、化学的合成品の食品添加物が用いられており、使用されていない食品は自然食品コーナーとして別格に取

扱われているほどである。わたくし達の食生活は、化学的合成品の添加物使用食品の中に埋没しているといつて過言ではない。

現在、本法第六条の指定を受け、食品添加物として使用中の化学的合成品は、果たして、右に検討した法理の意味における安全性をそなえているであろうか⁵。厚生大臣の指定は、「人の健康を害す虞のない」化学的合成品のみを対象とし、「人の健康を害する虞」がないとはいえない物質をすべて除外しているであろうか。本件において勝訴した国（厚生大臣）は、この疑問に誠実に答える責任があるろう。他方、若しもこの疑問にいささかの客観的妥当性があるならば、本法第六条の厚生大臣による指定に関与し又はこれを争う法律的手段を消費者に与えることが、食品衛生法の法理の当然の帰結でなければならない。指定は省令により行われるが、省令制定の前置手続として公聴会制度を設けることは、火薬類取締法第五三条等にその先例がある。指定が安全性に関する科学的知見の推移発達により改廃せられるべきものであるならば、指定は性質上暫定的なものであるから有効期限をつけ、安全性を証明する最新の資料にもとづきその更新の可否を定期的に検討するのも、一つの方法である（安全審査業務の迅速処理と科学的正確性のかね合いをどうするかの問題となろう）。また、安全性が疑われている化学的合成品の指定を厚生大臣が撤回しない場合、指定制度は消費者の利益において設けられたのであるから、撤回を申立てる権利を

法律上規定することも考えるべきであろう。

食品衛生法の法理の今後の展開において、本件判決の有する意義は、すこぶる大きいものがある。

- (1) 食品衛生法施行に関する件（昭和二三年八月五日、各都道府県知事宛厚生次官通知）第三。(二)によれば、法第四条第四号の「その他の事由により」とは、例えば有効成分の抽出の如き場合であって、この規定の発動はこれにより人の健康を害す虞れのある場合に限ることとは勿論である（傍点近藤）という運用方針が示されている。

(2) 食品衛生法施行に関する件（前註参照）第三(三)。

(3) 中尾昌也「A、F₂使用禁止をめぐる問題点」ジュリスト五七三号八七頁。

(4) 今村成和「財産権の保障」（損失補償制度の研究、昭和四三年・有斐閣所収）二〇頁。

(5) 安全性審査のための毒性試験を、急性毒性、慢性毒性、発がん性に限り行なうか、催奇形性等をも加えるべきかも問題となりうるであろう。

（昭和五二年十一月）

商事判例研究

九州大学産業法研究会

紛争を有利に解決することを目的として株式を取得しても公序良俗に反するものでないとした事例

大阪高裁昭和五〇年十二月三日判決（昭和四九年（ネ）第一三九五号株式会社金融・商事判例五〇一四六頁）

〔事実〕 Y株式会社（第一審被告、控訴人）とX（第一審原告、被控訴人）との間には、Y会社所有の店舗をめぐって幾多の紛争事件があり、XがY会社の代表者に対し暴力沙汰に及び刑事訴追を受けるまでに至ったほどである。このような紛争関係のもとにおいて、Xは、不正を働きY会社を退職させられた元取締役訴外Aを使い、小口株主の整理などと偽って株式の譲渡を受けさせたのち、その株式を取得し、Y会社にその名義書換を請求した。これに対して、Y会社は、当時（昭和四一年商法改正前）の定款規定にもとづいてその名義書換を拒絶した。すなわち、Y会社の定款には、株主の権利の取得原因に不正または虚偽があると認められる場合、あるいは株式の譲受人と会社との間に競業等の関係があつて著しく会社および株主に対し不当な損害を与えるものと認められる場合、会社はその名義書